



札幌市告示第 4309 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

指定する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和 2 年（2020 年）7 月 30 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定する区域の所在地  
札幌市東区北 5 条東 6 丁目 375 番 7  
札幌市東区北 5 条東 7 丁目 375 番 1
- 2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項（土壤含有量）の基準に適合していない特定有害物質  
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 10 号から 13 号までへの該当の有無  
鉛及びふっ素について指定する区域を除き、土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 10 号に該当するため、自然由来特例区域とする。